

山梨県公報

第二千四百三十六号

平成二十六年

七月三十一日

木曜日

目次

告示

- 土地収用事業の認定……………四五一
- 道路の区域変更(三件)……………四五二
- 道路の供用開始(四件)……………四五三

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………四五四
 - 落札者の決定について……………四五五
 - 使用料の収納事務の委託……………四五五
 - 建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施……………四五五
- 人事委員会
- 平成二十六年山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について……………四五五
- 監査委員
- 外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議……………四六一
- 公安委員会
- 山梨県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則……………四六一
 - 技能検定員等審査の実施……………四六六

告示

山梨県告示第二百二十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十六年七月三十一号

山梨県知事

横内正明

- 一 起業者の名称
富士河口湖町
- 二 事業の種類

河口多目的広場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 南都留郡富士河口湖町河口字西側地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

河口多目的広場整備事業(以下「本件事業」という。)は、起業者が策定した「河口集落地区景観形成重点地区計画」等に基づき実施される事業で、法第三条第一号に掲げる駐車場法(昭和三十三年法律第六十号)による路外駐車場、同条第十九号に掲げる市町村が消防法(昭和二十三年法律第八十六号)によって設置する消防の用に供する施設及び同条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する広場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、本件事業の実施に当たり、既に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

起業者である富士河口湖町は、町内から見える良好な富士山の眺望や富士五湖のうち四つの湖が所在する自然景観に恵まれた観光地であり、平成二十一年には富士河口湖町景観条例(平成二十一年富士河口湖町条例第二十号)を制定し、良好な景観の保全及び形成に力を入れている。また、平成二十四年には同条例に基づき、本件事業の起業地が所在する河口集落地区を景観形成重点地区として選定した上で、「河口集落地区景観形成重点地区計画」を地域住民と協働して策定し、景観まちづくりを積極的に推進している。

河口集落地区は、平成二十五年六月の第三十七回世界遺産委員会において世界遺産(文化遺産)として登録された「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産の一つである河口浅間神社を中心に富士山信仰の御師のまちとしての趣を残す地区であり、世界遺産登録の効果もあり交流人口は増加しているが、地区内における駐車場不足もあって路上駐車が多く、交通安全上の問題が憂慮されている。また、御師のまちとしての名残を残す建造物や遺構も数多く残されているものの、地区を回遊する上で拠点となる施設がないため、交流人口の増加を地区の活性化等に生かし切れていない状況となっている。

このため、起業者は、本件事業によって路外駐車場、トイレ、休憩スペース等を備えた広場を整備することとし、併せて整備する耐震性貯水槽等の防災関連施設によって地区の防災機能の向上を図ることとした。

本件事業が完成すると駐車場不足や交通安全上の課題が解消するとともに、地区の活性化及び防災機能の向上が図られると認められることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事中の騒音、振動等が考えられるが、起業者は工事施行に当たっては、低騒音型重機の使用や必要な防塵対策を実施するとともに、周辺住民と協議を行い安全管理に努めることとしている。

また、起業者が任意に行った文献調査によると、起業地周辺に希少動植物の存在は確認されていない。なお、起業地には、埋蔵文化財包蔵地が存在するが、起業者は富士河口湖町教育委員会と協議を行い、試掘調査等の必要な措置を講じることとしている。

こうしたことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、立地の利便性のほか、社会的、技術的、経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

3(一)で述べたように、「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」の世界遺産登録効果による交流人口の増加に伴う交通安全上の課題の解決、景観まちづくりによる地区の活性化及び防災機能の向上については、できるだけ早期に実現する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
本件事業に係る起業地の範囲は、平成二十四年における山梨県観光入込客統計調査結果等から利用者数等を推計し、本件事業において必要とされる敷地面積を算出して決定されたものであり、適切であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性
以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。
五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
富士河口湖町役場都市整備課

山梨県告示第二百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年八月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年七月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧 新 の 別 | |
|---|------------------|---------------|
| | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
| 甲斐市大下条字御岳田九六八番の三地先から 甲斐市大下条字金ノ尾六七五番の三地先ま | 旧 八・九 一七・二 | 新 一八三・〇 |

| | | | |
|---|---|---------------|-------|
| で | 新 | 一七・二、 一八・三 | 一八三・〇 |
|---|---|---------------|-------|

山梨県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年八月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十一日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白井甲州線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--|---------------|---------------|-----------------|--------------|
| | 新 | 旧 | | |
| 笛吹市八代町米倉字花田七二〇番の二地先から 笛吹市八代町米倉字花田六八七番の二地先まで | 一五・五、 四〇・四 | 一三・二、 四〇・四 | | 九二・四 |

山梨県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年八月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十一日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--|--------------|--------------|-----------------|--------------|
| | 新 | 旧 | | |
| 北都留郡小菅村字水之久保一〇七四番の三 地先から 北都留郡小菅村字水之久保一〇六四番の二 地先まで | 九・六、 一〇・二 | 九・六、 一〇・二 | | 五二・三 |

山梨県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年八月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十一日

山梨県知事 横内 正明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
|-------|-------------|--|--------------|--------------|
| 県道 | 上野原丹波 山線 | 上野原市西原字南向六七二〇番 の二地先から 上野原市西原字南向六七二〇番 の二地先まで | 一一九・四 | 平成二十六年七月三十一日 |

山梨県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年八月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十一日

山梨県知事 横内 正明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 | 供用開始の 期日 |
|-------|-----|-----|----|-------------|
| | | | | |

| | | | | |
|----|----------|--|--------|-------------|
| 種類 | 四日市場上野原線 | 上野原市秋山字神野六四三四番の一地先から上野原市秋山字神野六四二六番地先まで | (メートル) | 九六・八年七月三十一日 |
|----|----------|--|--------|-------------|

山梨県告示第二十三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年八月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十一日

山梨県知事 横内正明

| | | | | | |
|----|-----------|--|--------|------|--------------|
| 種類 | 富士川南アルプス線 | 南アルプス市東南湖字村ノ内三三六一番の一地先から南アルプス市東南湖字村ノ内西川左岸堤防敷地先まで | (メートル) | 七六・〇 | 平成二十六年七月三十一日 |
|----|-----------|--|--------|------|--------------|

山梨県告示第二三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年八月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十一日

山梨県知事 横内正明

| | | | | | |
|-------|-------|----------------|----------|------|--------------|
| 道路の種類 | 遅沢静川線 | 南巨摩郡身延町大字中山字前田 | 延長（メートル） | 八六・〇 | 平成二十六年七月三十一日 |
|-------|-------|----------------|----------|------|--------------|

| | |
|-------------------------------------|---------|
| 一一四番の一地先から南巨摩郡身延町大字中山字村添一八〇八番の一地先まで | 年七月三十一日 |
|-------------------------------------|---------|

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十六年七月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山梨アグリソーラーサポートセンター

2 代表者の氏名 井本 英二

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市相生一丁目九番六号 甲建ビル二階南号室

4 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、再生可能エネルギーによる発電の普及・啓発・推進及びその支援に関する事業、再生可能エネルギー発電の導入、運営についての調査、診断及び評価に関する事業、地域の農家等に対する支援・援助に関する事業等を行い、環境の保全及び農業支援を通じて農山漁村の振興を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年七月二十五日から同年九月二十四日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十六年七月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ジット会

2 代表者の氏名 石坂 正人

3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市戸田三百七十一番地七

4 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、自立支援、地域支援活動に関する事業を行い、障がい者の雇用に寄与することを目的とする。

縦覧期間 平成二十六年七月二十三日から同年九月二十二日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年七月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県税務システム用サーバ機器等

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県総務部税務課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年六月二十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 NTTファイナンス株式会社 東京営業部 部長 川上正

(二) 住所 東京都港区芝浦一丁目二番一号 シーバンスN館

五 落札金額 二億六千七百八十八万七千三百七十九円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十六年五月十五日

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、

次のとおり使用料の収納事務を委託した。
平成二十六年七月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 委託の相手方

南都留郡富士河口湖町西湖二千六十八番地の一 株式会社フジヤマ・クオリティ

二 委託に係る使用料

山梨県立富士北麓駐車場の駐車料金

三 委託の期間

平成二十六年七月一日から同年八月三十一日まで

● 建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第十四項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成二十六年七月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 意見の聴取を行う日時

平成二十六年八月五日 午後二時

二 意見の聴取を行う場所

甲斐市篠原二千六百十番地 竜王北部公民館 第一研修室

三 許可しようとする建築物の計画内容

1 建築物の位置 甲斐市富竹新田字郷河原千九百三十七番一、千九百三十七番三、千九百三十七番四、千九百三十七番五、千九百三十七番六、千九百三十七番七、千九百三十七番八、千九百四十一番一、千九百四十一番三、千九百四十一番四、千九百四十一番五、千九百四十八番一、千九百四十八番三、千九百四十八番四、千九百四十八番五、千九百五十一番一、千九百五十一番三、千九百五十四番一、千九百五十四番五、千九百五十四番六、甲斐市万才字上手一番一の一部、一番四、六番一の一部、六番五の一部（準住居地域及び第一種住居地域）

2 建築物の内容 建築基準法第四十八条第七項の規定による許可に係る原動機を使用する自動車修理工場（鉄骨造二階建て床面積二千七百二十九・〇二平方メートル）の新築

人事委員会

● 平成二十六年山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について

平成二十六年山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験を次のとおり実施する。
平成二十六年七月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

1 試験職種及び採用予定人員等

| 試験職種 | 採用予定人員 | 職務内容等 |
|------|--------|--|
| 薬剤師 | 2名程度 | 主に薬事・毒物及び食品衛生等に関する監視等の業務に従事する。高度の知識・経験を必要とする業務を行う技師又は主任として採用する。 |
| 農業土木 | 1名程度 | 主に農業農村整備事業（農地の区画整理、農道・用排水路の整備等）に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。高度の知識・経験を必要とする業務を行う技師又は主任として採用する。 |

2 受験資格

薬剤師にあつては次の（１）～（３）、農業土木にあつては（１）～（２）の全てを満たす者

- (1) 昭和30年4月2日以降に生まれた者
- (2) 民間企業等における職務経験を5年以上（平成26年3月末現在）有する者
 - ア 「民間企業等における職務経験」には、民間企業の従業員、自営業者等として、1年以上継続して就業した期間が該当し、職務経験が複数の場合は通算できるものとする。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一の職歴に限るものとする。
 - イ 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練を含む。)に1年以上継続して参加した期間は含むことができる。
 - ウ 国家公務員法及び地方公務員法に定めるすべての公務員としての職務経験は含まない。
- (3) 薬剤師免許を有する者

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できない。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)
 - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内掲載日、受付期間、受付時間及び受付方法

(1) 試験案内掲載日（山梨県ホームページ/職員採用サイトに掲載）

平成26年8月15日（金）

(2) 受付期間

・平成26年8月15日（金）から平成26年9月5日（金）まで

・平成26年9月5日（金）は、午後5時15分までに正常に受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

期間中、常時受付

(4) 受付方法

インターネットによるものとする。

4 試験日及び試験会場

| 区 分 | 試 験 日 | 試 験 会 場 |
|-------|---|----------------------------|
| 第1次試験 | 平成26年9月21日（日） (受付時間) 午前8時30分から 午前8時50分まで | 山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5) |
| 第2次試験 | 第1回 平成26年10月19日（日） | 山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17) |
| | 第2回 平成26年11月1日（土）又は 平成26年11月2日（日）のい ずれか指定する1日 | |
| 第3次試験 | 平成26年11月23日（日） | |

5 試験方法

| 区分 | 試験種目 | 内 容 |
|-------|---------------------------------------|---|
| 第1次試験 | 教養試験 【試験時間120分】 | 公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・ 出題数は40題とする。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈 |
| | 専門試験 【試験時間120分】 (農業土木のみ) | 試験職種に応じた専門知識、能力等について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・ 出題数は30題とする。 【出題分野】 数学・物理、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地保全・防災、土地改良施設、材料・施工、農学一般 |
| 第2次試験 | 人物試験Ⅰ・Ⅱ | 公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。 |
| | | 社会性、貢献度、指導性等について集団討論を行う。 |
| | | 表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。 |
| 第3次試験 | 論文試験 【試験時間90分】 | 文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。(第2次試験日に実施する。) |
| | 人物試験Ⅱ | 表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。 |
| 資格調査 | | 受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。 |

- ※ 第1次試験は活字印刷文(活字の大きさは10ポイント)により出題する。
 ※ 論文試験は第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するので、第2次試験合格者のみ採点する。
 なお、第2次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- | | |
|--------------|----------------|
| ア 第1次試験合格者発表 | 平成26年 9月26日(金) |
| イ 第2次試験合格者発表 | 平成26年11月14日(金) |
| ウ 最終合格者発表 | 平成26年11月28日(金) |

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページ/職員採用サイトに掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、例えば、30歳で民間企業等の職務経験が8年である場合、217,000円程度である。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに人物試験Ⅱ集団討論及び論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページ/職員採用サイトに掲載するとともに、山梨県県民情報センターにおいて閲覧等の用に供するものとする。

(2) 詳細は、「平成26年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験案内」による。

監査委員

山梨県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人星野正司の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成二十六年七月三十一日

山梨県監査委員
 芦 沢 幸 彦
 中 込 孝 元
 石 井 脩 徳
 望 月 勝

| 補助する者の氏名 | 補助する者の住所 | 補助できる期間 |
|----------|------------------------------|---------------------------|
| 加藤 暢一 | 東京都八王子市北野台二丁目四一番一〇号 | 平成二十六年七月二十九日～平成二十七年三月三十一日 |
| 天野 清彦 | 山梨県甲府市丸の内二丁目三三番一〇号グリーンアース一〇五 | 平成二十六年七月二十九日～平成二十七年三月三十一日 |
| 平賀 孝 | 山梨県甲府市上今井町八八一番地五〇 | 平成二十六年七月二十九日～平成二十七年三月三十一日 |
| 深沢 英貴 | 山梨県甲府市山宮町三〇七九番地一 | 平成二十六年七月二十九日～平成二十七年三月三十一日 |
| 樋川 初実 | 山梨県甲府市太田町七番地一六 | 平成二十六年七月二十九日～平成二十七年三月三十一日 |
| 萩野 眞司 | 東京都新宿区住吉町二番一五号 | 平成二十六年七月二十九日～平成二十七年三月三十一日 |
| 畠山 正一 | 神奈川県横浜市神奈川区栗田谷五番一二号 | 平成二十六年七月二十九日～平成二十七年三月三十一日 |
| 小郷 真紀子 | 千葉県千葉市美浜区稲毛海岸二 | 平成二十六年七月二十九日～ |

公安委員会

山梨県公安委員会規則第六号

山梨県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

山梨県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

山梨県警察国有物品管理規則（昭和三十九年山梨県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「別記様式第一号」を「第一号様式」に改める。

第八条中「物品保管委託書（別記様式第一号の二）」を「物品保管委託書（第二号様式）」に改める。

第九条第一項中「別記様式第二号」を「第三号様式」に改め、同条第二項中「修繕（改造）」を「修繕（改造）」に、「別記様式第三号」を「第四号様式」に、「これを」を「これを」に改める。

第十条第一項中「別記様式第四号」を「第五号様式」に改める。

第十一条第一項中「二人以上」を「二人以上」に改め、同条第二項中「備品」を「重要物品及び備品」に、「別記様式第五号」を「第六号様式」に改める。

第十二条第一項中「別記様式第六号」を「第七号様式」に改める。

| | | |
|---------|-------------------------------------|---------------------------|
| 川崎 勲 | 東京都品川区東五反田二丁目五番四号ルイシャトレ五反田一三〇六号 | 平成二十六年七月二十九日～平成二十七年三月三十一日 |
| 望月 伸一 | 東京都品川区大崎一丁目二番三号アートヴィレッジ大崎ビュータワー二〇〇二 | 平成二十六年七月二十九日～平成二十七年三月三十一日 |
| 木住野 由美子 | 山梨県甲府市屋形一丁目二番三五号 | 平成二十六年七月二十九日～平成二十七年三月三十一日 |

第十三条第一項中「別記様式第七号」を「第八号様式」に改める。
 第十四条第一項中「亡失又は」を「亡失し、又は」に、「別記様式第八号」を「第九号様式」に改める。

第十六条中「別記様式第九号」を「第十号様式」に改める。

第十七条中「4半期」を「四半期」に、「別記様式第十号」を「第十一号様式」に改める。

第十八条中「毎年」を「毎年」に、「別記様式第十一号」を「第十二号様式」に改める。

第十九条中「(別記様式第十二号及び第十三号)を」を「(第十三号様式及び第十四号様式)を」に、「別記様式第十四号及び第十五号」を「第十五号様式及び第十六号様式」に改める。

第二十条第一項中「別記様式第十六号」を「第十七号様式」に改める。
 別表第二中「教頭」を「副校長」に改める。

様式第一号中「(様式第一号)」を「第一号様式(第三条関係)」に改め、同様式の備考を削る。

様式第一号の二中「(様式第一号の二)」を「第二号様式(第八条関係)」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

様式第二号中「(様式第二号)」を「第三号様式(第九条関係)」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

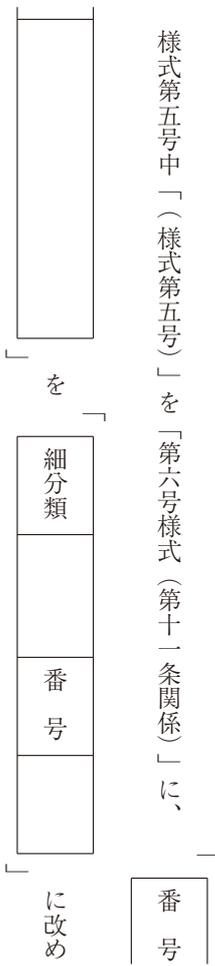
様式第三号中「(様式第三号)」を「第四号様式(第九条関係)」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

様式第四号中「(様式第四号)」を「第五号様式(第十条関係)」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

様式第五号中「(様式第五号)」を「第六号様式(第十一条関係)」に、

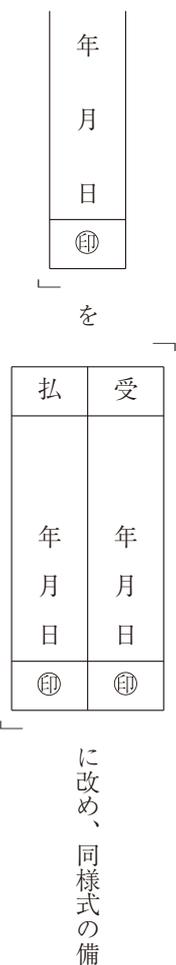


、同様式の備考を次のように改める。

備考 この保管書は、毛布、出勤服、鉄帽等のようなもので、物品供用員が保管し、必要に応じて一時使用させるような物品については作成しないことができる。
 様式第六号中「(様式第六号)」を「第七号様式(第十二条関係)」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

様式第七号中「(様式第七号)」を「第八号様式(第十三条関係)」に、



備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

様式第八号中「(様式第八号)」を「第九号様式(第十四条関係)」に改め、同様式の備考を削る。

様式第九号中「(様式第九号)」を「第十号様式(第十六条関係)」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 交替の場合には、前任者の官職氏名及びその管理期間を明示すること。

様式第十号中「(様式第十号)」を「第十一号様式(第十七条関係)」に改め、同様式の備考を削る。

様式第十一号中「(様式第十一号)」を「第十二号様式(第十八条関係)」に改める。

様式第十二号を次のように改める。

物品出納簿

分類Ⅰ 分類Ⅱ 細分類 品目 (単位)

| 年 月 日 | 摘 要 | 異動数量 | | 現 在 高 | | | 供 用 内 訳 | | | | | | 備考 | | |
|----------|-----|------|---|-------|----------|----|---------|--|--|--|--|--|----|--|--|
| | | 増 | 減 | 供用 | 貸付 寄託 | 保管 | 計 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

備考1 物品の分類及び細分類並びに品目別に別葉とする。

2 記入方法

- (1) 「年月日」欄は、当該移動があつた年月日を記入する。
- (2) 「摘要」欄は、命令番号、所属名その他必要な事項を記入する。
- (3) 毎年度末には、「摘要」欄に「翌年度に繰越」と記入して締め切り、次行「摘要」欄に「前年度より繰越」と記入して繰越しをするものとする。
- (4) 毎葉の余白がなくなつた場合には、当該葉及び次葉の「摘要」欄に「繰越」と記入して繰越しをするものとする。

様式第十三号中「(様式第十三号)」を「第十四号様式(第十九条関係)」に改め、同様の備考を次のように改める。

備考一 物品の分類及び品目別に別葉とする。

二 記入の方法 第十三号様式に準じて記入する。

様式第十四号を次のように改める。

第15号様式 (第19条関係)

物品供用簿

分類Ⅰ 分類Ⅱ 細分類 品目 (単位)

| 年 月 日 | 摘 要 | 異 動 数 量 | | 現 在 高 | | |
|-------------|--------|---------|---|-------|-----|---|
| | | 増 | 減 | 供 用 | 保 管 | 計 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

備考1 物品の分類及び品目別に別葉とする。

2 記入の方法 第13号様式に準じて記入する。

様式第十五号中「(様式第十五号)」を「第十六号様式(第十九条関係)」に改め、同様の備考を次のように改める。

備考一 物品の分類及び品目別に別業とする。

二 記入の方法 第十三号様式に準じて記入する。

様式第十六号中「(様式第十六号)」を「第十七号様式(第二十条関係)」に改め、同様の備考を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施する。

平成二十六年七月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。)及び大型自動車第二種免許等(大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。)に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成二十六年九月二日(火)、九月四日(木)及び九月五日(金)の午前九時から午後五時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間
平成二十六年八月八日(金)から平成二十六年八月十八日(月)まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 二万三千五百円
(二) 普通自動車免許 一万九千六百五十円

(三) 特定第一種運転免許 一万四千五百円

(四) 大型自動車第二種免許等 二万八千五百円

(五) 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 一万五千円

(二) 普通自動車免許 一万千八百円

(三) 特定第一種運転免許 九千四百五十円

(四) 大型自動車第二種免許等 一万二千八百五十円

(五) その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課(電話〇五五(二八五)〇五三三内線五九二)に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出す

るとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し、申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番